

議案第42号

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、園長における懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する規定の削除等をするとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和2年3月世田谷区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項各号列記以外の部分中「保育」の次に「（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を加える。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第21条第1項中「（満3歳未満の園児については、その行った保育。以下同じ。）」を削る。

第2条 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「第25条」を「第25条第2項」に改める。

第18条を次のように改める。

（業務継続計画の策定等）

第18条 幼保連携型認定こども園は、感染症又は非常災害の発生時において、その園児の教育及び保育を継続的に実施すること並びに非常時の体制で早期の業務の再開を図ることを目的とした計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、その職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第19条第1項中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第24条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、法第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第25条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、保育室等については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。